

## 令和6年度新採用職員紹介

令和6年4月から、JA高知県高西地区に3名の新採用職員が配属となりました。  
組合員の皆様のお役に立てるよう努めてまいりますので、  
どうぞよろしくお願いいたします。

- ① 名前 ② 配属先 ③ 出身地  
④ 趣味 ⑤ 一言



- にしざわ ゆら  
① **西澤 優空**  
② 高西営農経済センター 経済事務課  
③ 高知市  
④ 図書館巡り（ミステリー系の小説が好き）  
⑤ 分からないことばかりですが、はやく覚えて戦力になれるように自分から積極的に聞きに行くことを心がけていきます。



- にしもと しょうご  
① **西本 匠吾**  
② 高西営農経済センター 営農指導課  
③ 高知市  
④ 旅行・食べ歩き  
⑤ 1日でもはやく立派な先輩方に追いつけるように頑張っていきます。四万十地区のことはあまり知らないの、おいしい食事処があれば教えていただきたいです。



- たにもと しょうひ  
① **谷本 昇陽**  
② 高西営農経済センター 販売課  
③ 須崎市  
④ 野球・野球観戦（福岡ソフトバンクホークスのファン）  
⑤ 組合員さんの期待に応えられるようにはやく仕事を覚えたいです。時間ができたらどこかの草野球チームに入ってプレーしたいです。

# 高西地区から こんにちは

## 夫婦仲良く農業をやっています！

鬼頭 希さん(35)  
江璃さん(36)

四万十町でショウガ2.5ヘクタール、ヒノヒカリ4.5ヘクタールを栽培している鬼頭さんご夫婦。結婚13年となる今も2人でよく出かけられるとのこと、旅行も趣味だそうです。この日も仲良くグリーンセンターに買い物にいられていました。農作業も一緒にされていて、山羊も1頭飼育しているそうです！

おしどり夫婦の仲の良さが写真からでもよく伝わります。今年の目標は「農作物の病気がでないように注意して収量を上げていきます！」と話されていました。

四万十地区より



## 道の駅へGO 🚗

ひしかわのぶゆき  
久川 伸行さん(44)

日本最後の清流・四万十川の源流点に近く、国道197号線沿いの【道の駅 布施が坂】で店長をしている久川さん。毎日、生産者から届く新鮮な野菜などの特産品販売や、地元の食材や季節の果物を使ったアイスクリームなどの加工品販売、レストランなどの管理をしています。今年のゴールデンウィークもたくさんのお客さんが来てくれました。子どもたちに人気の、天狗が大きく口を開けて出迎えてくれる長いローラー滑り台もありますよ！

津野町の自然とグルメを満喫してほしいと話す久川さん。ドライブで近くにきた時には是非お立ち寄りください！

津野山地区より



# できごとピックアップ

地区内のイベントや、地域農家の取り組みなどを紹介します！



意欲ある会員を募集しながら頑張っています！

## 1 四万十地域 すずしろ会 40周年記念の開催！！

4月19日、四万十町寺野地区の集会所にて「すずしろ会40周年記念」が行われました。すずしろ会は、寺野地区の女性部を中心に、野菜栽培の基礎を学ぶ事を目的に結成されました。毎月夜間に、高西営農経済センター職員（指導課 購買課）が講師を務め勉強会を実施しています。勉強会は昭和58年の結成から今日まで続いており、視察研修なども行いながら積極的に野菜栽培の知識を学び、今では会員の新鮮な野菜や加工品は、みどり市やとさのさとの店舗に常連と

して並ぶようになり人気を博しています。当日は、結成当時に担当者であった國廣純一さんや古谷幹夫さんを招き、地元ならではの料理に囲まれて盛大に開催されました。現在は10人で活動しているすずしろ会ですが、会長の広田久子さんは「寺野地区外の人にも声をかけて、会員を増やしながらすずしろ会をなくさないように続けていきたい」と話しており、JAとしてもできるだけ支援を続けてまいります。



県青壮年連盟の委員長として更なる活躍を期待しています！！

## 2 四万十地域 JA高知県青壮年部四万十本部 通常総会を開催

4月23日、JA高知県青壮年部四万十本部の通常総会が、興津支部・台地支部部員21人の参加のもと開催されました。総会では令和5年度の活動実績や収支決算の報告、令和6年度の活動計画と予算について協議が行われ、すべての議題が承認されました。令和6年度についてはコロナも第5類に移行したこともあり、今まで活動を見合わせていた、スポーツ大会等の親睦事業や台地祭りへの出店について活発な協議が行われました。特に台地祭りについてはにぎやかな祭りとなるように早めに計画をしていく事を協議しました。県青壮年連盟の活動報告については、県連委員の村田紘盟さんより報告いただきました。村田さんについては、4月19日に行われた高知県農協青壮年連盟第70回通常総会の役員改選にて県連委員長に任命されました。

## 3 四万十地域 エコ栽培米 生産部会の栽培検討会



部会員からもさまざまな意見が出されました。

4月23日に四万十エコ栽培米生産部会の栽培検討会を開催しました。部会員全13名が出席し、アドバイザとして株式会社スズノブの西島代表取締役にもリモートで参加していただきました。毎年いろいろな試験を行っていますが、今年は西島代表取締役からアドバイスを頂きながら、肥料試験を行いこれまで以上のおいしさを追求したお米作りを目指します。今年の夏もたいへん暑くなる予想されていますので、人も稲も暑さ対策を行いながら、おいしいお米を皆さまにお届けできるよう努力していきます。

## 4 津野山地域 新茶まつり盛大に開催！



津野山のお茶をぜひご賞味ください！

5月3日から5日にかけて津野町の道の駅布施が坂において、GW恒例の新茶まつりが開催されました。皆さまお待ちかねの新茶も数種類の商品が揃い、水出し冷茶の試飲コーナーでは県外から訪れた観光客の皆さまが「おいしい」「ホッとすると口を揃え、新茶を購入されていました。今年が一番茶の収穫時期に雨が続き、思うような収穫とはなりませんでしたが、これより親子茶から2番茶の順に6月まで収穫が行われ、約70tの収穫量を見込んでいます。

## 5 四万十地域 夏秋ピーマン部会 栽培講習会と出荷検討会を開催



夏秋ピーマン部会ではR6年度から新たに6名の生産者が増えました。

4月22日に夏秋ピーマン部会の令和6年度の栽培講習会と出荷検討会を大果大阪青果株式会社を招き開催し、生産者28人が参加しました。講習会では大果大阪青果株式会社より県外情勢やピーマンの今年度の販売動向について報告を受けた後、高南農業改良普及所より栽培管理について説明が行われました。参加された方も熱心に市場動向や栽培管理の説明に耳を傾けていました。夏秋ピーマンの露地栽培は10月末頃まで、雨よけ栽培は11月末頃まで収穫が続きます。

## 6 津野山地域 米苗配布が始まりました！



田植えのシーズンが始まりました。

津野山地域も緑の映える気持ちの良い季節となりました。水稻苗の配布が始まり、津野山の農業も活気づいてまいりました。4月には愛媛県城川育苗センターより緑化苗が2200枚、5月には営農支援センターより硬化苗5800枚の水稻苗を入荷し、順次配布が行われています。今年も温暖な気候により苗の成長が著しく早く、農家の皆さまにも予定より早い田植えの準備をお願いする事となりましたが、今年も無事津野山の美味しいお米ができますよう期待し、楽しみにしたいと思います。

水稲農家（普通期栽培）の皆様へ

# 7月～8月の 薬剤防除についてのお知らせ

普通期（中手）栽培では、例年気温の上昇に伴いいもち病の発生や、カメムシによる吸汁害など、収量や等級に大きく影響する病害虫が発生する時期です。増収、一等米比率向上を目指し、早めの防除を心掛けましょう。

●過去の病害虫発生状況（高知県病害虫防除所発生予察注意報（県西部・県全域））

- R5年 7月中旬 斑点米カメムシの発生（早期栽培）
- 〃 8月下旬 斑点米カメムシの発生（普通期栽培）
- R4年 8月上旬 穂いもちの発生（普通期栽培）

\*ミナミアオカメムシ（写真中央）はトレボン乳剤の効果が劣るので、本種の発生が見られる場合は他系統の剤による防除を行う等の対策が必要です。

対応薬剤						
薬剤名	希釈倍数	10a当たり散布量	使用時期	本剤使用回数	使用方法	適用病害虫
バリダシン液剤5	1,000倍	60～150L/10a	収穫14日前まで	5回以内	散布	紋枯病
ブラシンプロアブル	1,000倍	60～150L/10a	収穫7日前まで	2回以内	散布	いもち病 稲こうじ病
スタークルメイト液剤10	1,000倍	60～150L/10a	収穫7日前まで	3回以内	散布	カメムシ類 ウンカ類
トレボン乳剤	1,000～2,000倍	60～150L/10a	収穫14日前まで	3回以内	散布	カメムシ類 ウンカ類 コブノメイガ



いもち病



ミナミアオカメムシ



ウンカ

- ・上表記以外の病害虫にも（イナゴや稲こうじ病等）早期発見・早期防除が必要です。
- ・同一ほ場にかげられる剤数には制限がありますので、回数のカウントは確認して使用下さい。
- ・「ごま葉枯れ病」と「いもち病」など症状が似た病害もある為、判断がつかない場合はお気軽にご相談下さい。

薬剤やその他ご不明な点がございましたら下記までお問い合わせください。

高西営農経済センター 営農指導課 (TEL 0880-22-5179)  
 〃 購買課 (TEL 0880-22-5178)  
 津野山 経済課 (TEL 0889-62-3501)



四万十地区より

## 農業用廃ビニール・ 廃ポリの集荷について（ご連絡）

下記の日程で農業用廃ビニール、廃ポリ等の集荷を行いますので処理を希望される方はお持ち込み下さい。農業用廃ビニール・廃ポリ類については、使用者である農家の皆様が適正処理を行うように義務付けられておりますので不法投棄や不当な焼却処理は絶対に行わず、下記集荷日にお持ち込みください。

日付	時間	場所
7月2日（火）	8時30分～11時	大野見出張所
	13時～16時	東大奈路野菜集出荷場
7月3日（水）	9時～16時	東大奈路野菜集出荷場
7月4日（木）	9時～14時	東大奈路野菜集出荷場

※上記時間以外の持ち込みはお断りします。なお、12時～13時の間は受け付けていません。

■集荷・処理については下記費用が必要となります。

対象物：廃ビニール、廃ポリ類、廃塩ビ管類

対象物	処理価格（税込）
廃ビニール	48円/kg
廃ポリ類	59円/kg
廃塩ビ管類	158円/kg

■廃ポリ・塩化ビニールの回収品目

廃ポリ回収品目	塩化ビニール回収品目
農ポリ・農POフィルム 耐久フィルム、マルチフィルム シルバーポリフィルム ポリダクト・ポリマルチ 育苗ポリポット・育苗コンテナ 育苗シート・太陽シート 除草シート・止水シート エアシート、エアクッション 灌水チューブ、テグス PP袋・不織布・寒冷紗 ロックウォール マイカー線・エスター線 パオバオ	紐類・結束バンド・ネット類全般 ポリタンク（4つ切りにして持込） ポリシート ●金属部を除去して持込 ブルーシート、サニーコート、 耐久ホース、パッカー ●肥料袋（紙製は不可）

スチール箱・フレコンバックを大量に処理する場合は、前もって連絡してください。これらは1m以上で別回収になります。

※上記持込品目については、できるだけマイカー線で結束して持ち込んで下さい。

※新規に集荷・処理を希望される方、長期間集荷・処理を出されていない方は、令和6年6月25日（火）までに提出していただく書類がありますので必ず下記までご連絡ください。

連絡先  
 高西営農経済センター 営農指導課 久川 (TEL 0880-22-5179)

皆さんからのご意見、ご感想、つぶやき、川柳、イラストなど、お便りを心待ちにしています！

# みんなのひろば

## 俳句

霧の里句会

大君を祝ふ赤飯配食に  
浅春の罫弾くおと頻り

市川 和美

雨に濡れ風に揺られて君子蘭  
巢作りに番のつばめ忙しく

田中 信子

旧道に人影絶えし花むしろ  
春の海見わたす坂の展望台

今橋 孝子

かつお職一本釣りの漁師町  
定宿をさがす燕の初飛来

長谷部 延子

ザーザーと雨の降りくる春の朝  
雨降りて色鮮やかに木瓜の花

竹内 春猪

## 短歌

窪川短歌教室

石清水にカエルの声が響きあうは眠り醒めしかラプコールなのか？

宮崎 英雄

春つらうつらつらと舟を漕ぐ小川で遊ぶままこの夢

竹田 和子

見るのみのな見つくしぬ急ぎゆくは去年見つけいし野末のさくら

黒岩 やよゑ

水仙にきのうも今日も動かずに止まるトンボよまだ寒かろう

中内 佐登美

遠き日の皆が貧しかった頃街にブギウギが流れてた記憶

島岡 紀美

六片の花びらたたみしつかなり日の差すをまつ朝のアマナ

市川 隆子

まつすぐなばかりが善にあらずといふこの老松の曲のよろしさ

市川 浩子

孫ふたり入社式の朝となる桜は満開洋々とあれ

北村 さち子

空いっばいにウグイスの声響きおき春は止まる気配もなくて

文野 見枝子



組合員の皆様へ



JA 葬祭 ルミエール四万十

\*紙上終活セミナー②-2

## 「2025年問題（後編）」と「相続登記の義務化」について

### ●④社会保障費の増大●

団塊の世代全員が75歳以上となる2025年には介護費が1.4倍、医療費が1.3倍程度の社会保障給付費が必要であるとされています。また、20歳から64歳の現役世代が大幅に減少する2040年にはさらに増加を余儀なくされ、介護費で1.7倍、医療費で1.4倍の社会保障給付費が必要であると考えられています

### ●⑤空き家・マンションの問題●

2025年には3人に1人が65歳以上、5人に1人が75歳以上になり、必然的に『相続』の件数が増えることが予想されます。65歳以上の高齢者のいる世帯の8割以上が持ち家に居住しており、また、高齢者単身世帯の持ち家の割合は65%以上だそうです。死亡により相続が発生した際に、相続人が引き継いで居住できない場合、売却を検討するなどの住宅の活用を検討する必要があります。

### ●相続登記の義務化●

2024年4月1日より、相続登記が義務化されました！

これは不動産(土地・建物)の所有者が亡くなり、相続により不動産を所得した際、相続登記がされておらず、登記簿を見ても土地所有者がわからない「所有者不明土地」が全国で増加し、周辺の環境悪化や公共工事の阻害など、社会問題になっているために制度化されたものです。

相続により不動産を所得した際、相続人は所得したことを知った日から3年以内に相続登記を法務局に申請する必要があります。義務化は2024年4月1日から始まりましたが、それ以前に相続した不動産も、相続登記がなされていないものは義務化の対象となりますので、要注意です。(3年間の猶予期間があります)

※相続登記について不明な点があれば、お近くの法務局・登記の専門家(司法書士)にご相談ください。



※エンディングノート・事前相談・終活・ご葬儀に関するお問い合わせ  
JA 葬祭 ルミエール四万十 (0880) 22-5900